

事業性融資 dayta 規定

新	旧
<p>第4条(契約)</p> <p>1. お客さまは、前条第1項の審査の結果において本借入れを行うことが可能とされた場合、当社は、当社が貸出実行日として指定した日（以下「振込日」という。）に、お客さまが前条第1項の本借入れの申込みにおいて借入金額として希望された金額（但し、当該金額は当社がお客さまに対して借入可能額として事前に提示した金額を超えることはできないものとします。）（以下「契約金額」という。）から第6条に基づき振込日に支払うべき利息（以下「実行時利息」という。）と第6条の2で定める事務取扱手数料を差し引いた金額を返済用口座に振り込む方法によって貸出を実行します。かかる振込みを完了した時点で本契約が成立します。</p>	<p>第4条(契約)</p> <p>1. お客さまは、前条第1項の審査の結果において本借入れを行うことが可能とされた場合、当社は、当社が貸出実行日として指定した日（以下「振込日」という。）に、お客さまが前条第1項の本借入れの申込みにおいて借入金額として希望された金額（但し、当該金額は当社がお客さまに対して借入可能額として事前に提示した金額を超えることはできないものとします。）（以下「契約金額」という。）から初回の利息の支払いにおいて支払うべき金額（本借入れの返済回数が1回の場合は利息額全額）を差し引いた金額を返済用口座に振り込む方法によって貸出を実行します。かかる振込みを完了した時点で本契約が成立します。</p>
<p>第5条（本債務の返済方法）</p> <p>4. 当社は、各返済回に対応する約定返済日に、当該返済回に係る約定返済額を、返済用口座から口座振替の方法により自動的に引き落とし、本債務の約定返済に充当します。ただし、<u>実行時利息</u>の支払い方法は、前条第1項に定める通りとします。</p>	<p>第5条（本債務の返済方法）</p> <p>4. 当社は、各返済回に対応する約定返済日に、当該返済回に係る約定返済額を、返済用口座から口座振替の方法により自動的に引き落とし、本債務の約定返済に充当します。ただし、<u>初回の利息</u>の支払い方法は、前条第1項に定める通りとします。</p>
<p>第6条（利息）</p> <p>1. 本借入れに係る返済回数が1回の場合は、お客さまは、振込日に本借入れに係る利息の全額を当社に前払いたします。また、<u>本借入れに係る返済回数が複数回</u>の場合は、お客さまは、<u>実行時初回の利息</u>の支払いを振込日に行い、以後各約定返済日（ただし、最終返済回に対応する約定返済日は除く）に所定の利息を支払います。</p>	<p>第6条（利息）</p> <p>1. 本借入れに係る返済回数が1回の場合は、お客さまは、振込日に本借入れに係る利息の全額を当社に前払いたします。また、<u>かかる返済回数が複数回</u>の場合は、お客さまは、<u>初回の利息</u>の支払いを振込日に行い、<u>2回目以降の利息の支払い</u>を各約定返済日（ただし、最終返済回に対応する約定返済日は除く）に行います。</p>
<p>第6条（利息）</p> <p>2. 1回に支払う利息の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、かかる計算によって1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り下げます。</p> <p>・借入元本残高×借入利率（年利）×所定の計算対象期間（下記※参照）÷365日</p> <p>※所定の計算対象期間</p> <p>【実行時利息の場合】：振込日から約定返済日（いずれも当日を含む）までの経過日数</p>	<p>第6条（利息）</p> <p>2. 1回に支払う利息の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、かかる計算によって1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り下げます。</p> <p>・借入元本残高×貸付利率（年利）×（初回に支払う利息の場合は）振込日または（2回目以降に支払う利息の場合は）当該利息を支払う約定返済日（当日を含む）から直後に到来する約定返済日（当日を含む）までの期間の経過日数÷365日</p>

<p>【実行時利息以外の場合】：当該支払利息を支払う約定返済日（当日を含まない）から直後に到来する約定返済日（当日を含む）までの期間の経過日数</p>	
<p>第6条の2（事務取扱手数料） 事務取扱手数料は契約金額に当社所定の料率を乗じた額とします。</p>	<p>（追加）</p>
<p>第9条（期限の利益の喪失等） 1. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知、催告または告知等がなくとも、お客さまは当社に対する一切の本債務について、当然に期限の利益を失い、ただちに本債務の全額を返済します。 ①支払停止または破産手続開始、強制執行、競売、特定調停、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算等の申立があったとき、または任意整理を開始したとき、または租税滞納処分を受けたとき。 ②手形交換所（電子交換所その他これに準じる施設を含む。）または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき。 ③仮差押、保全差押または差押の申立てがあったとき。 ④お客さまの居所不明</p>	<p>第9条（期限の利益の喪失等） 1. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知、催告または告知等がなくとも、お客さまは当社に対する一切の本債務について、当然に期限の利益を失い、ただちに本債務の全額を返済します。 ①支払停止または破産手続開始、強制執行、競売、特定調停、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算等の申立があったとき、または任意整理を開始したとき、または租税滞納処分を受けたとき。 ②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき。 ③仮差押、保全差押または差押の申立てがあったとき。 ④お客さまの居所不明</p>
<p>第12条（相殺） 1. 当社は、本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます）に係る当社のお客さまに対する債権全額と、当社のお客さまに対する預金債務およびその他の債務とを、<u>民法の定めにかかわらず、対象となる債務を任意に選択の上</u>、相殺することができるものとします。</p>	<p>第12条（相殺） 1. 当社は、本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます）に係る当社のお客さまに対する債権全額と、当社のお客さまに対する預金債務およびその他の債務とを、<u>当該当社の債務の期限のいかんにかかわらず</u>、相殺することができます。</p>